

令和7年10月8日（水）に開催した令和7年度第2回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議案

（1）令和7年度収支補正予算（案）について

ア 趣旨

事務局から、現時点の年間執行見込額に基づき、現予算額に執行残が生じる見込の事業について減額を行う一方、現予算額が不足する見込の事業（情報機器更新）について増額を行う結果、4,598千円の減額補正となる旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・officeの使用料なども補正予算には含まれているのか。
→今回は含まれていない。学はマイクロソフトと契約しており、学生は卒業まで無料でofficeが使える。
- ・情報機器更新にあたり一律のルールを定めるのが本来望ましいと思う。既存機器の必要性も見直すべきだ。
→既存機器の見直しも順次行っている。
- ・機器代は高額であるか。
→単に機器代だけでなく、ルート確保やシステム設定費や人件費も含まれる。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、承認され、役員会に付託された。

（2）公立大学法人静岡文化芸術大学業務方法書の変更申請について

ア 趣旨

地方独立行政法人法の改正（施行：令和5年6月16日）により、公立大学法人における年度計画の策定・評価が廃止されることとなり、静岡県公立大学法人評価委員会における年度計画・評価に関する関係規則が廃止された（施行：令和7年4月1日）。これに伴い、本法人の業務方法書について所要の変更を行い、静岡県あて申請を行う旨説明があった。

イ 主な意見・質問

- ・元々法律が改正された背景は如何。
→6年の中期計画がすでにあるので、従来年度計画策定・評価にかかっていた人的リソースを、本来の大学業務に回し、活発化させることが目的。
- 年度ごとの「評価」がない年でも、主要計画について評価委員会との「意見交換」は実施される。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、承認され、役員会に付託された。

2 その他

- ・理事長、副学長より、7月18日に開催された令和7年度第1回静岡県公立大学法人評価委員会での意見交換（議事）内容について報告。
- ・企画室より、広報誌「碧い風」最新号、令和7年度研究成果発表会チラシを配布し、内容について説明。

以上